

# 植民地期朝鮮の簡易学校—制度導入と その普及を中心に

古川 宣子 (大東文化大学国際関係学部)

## Kanye-gakkō in Colonial Korea: Focusing on the institutional introduction and spread

Noriko FURUKAWA

### はじめに

簡易学校は、植民地行政側が1934年に新しく導入した、2年制の公立の初等教育機関である。総督府が植民地初等教育普及の中心に位置づけていたのは公立普通学校であった。簡易学校はこの学校に付設して運営された。しかし簡易学校は2年間という短期の教育を修了した後、普通学校への編入を制度的に認めた機関ではなかった。むしろ総督府はこの学校を「完成教育機関」として強調し、階梯的学校制度の枠外に位置づけたのである。簡易学校は、植民地期初等教育全体の中に位置づけて考察される必要があり、その際にこうした学校制度を構成する機関として位置づけられなかった点をまず注目すべきだと筆者は考えている。本稿では、簡易学校制度の導入を学校制度全体との関係で考察することを分析視角とする。

またこの学校は教育内容の面で、普通教科教育だけでなく、農業実習を内容とする職業教育が重視された。それは、全体の3分の1の時間を占めた。すなわち、通常の初等普通教育機関ではなく、普通教育と農業教育を主に実施する機関だった。

こうした簡易学校について先行研究としては、渡部学、呉成哲、金富子の研究<sup>1)</sup>などで一部言及されてきた以外に、簡易学校についての専論としての成果が主に韓国で出されてきている。文鐘鐵「1930年代農村教化と簡易学校の教育」<sup>2)</sup>は、簡易学校の設置・運営・経過などの項目をたてて総体的、かつ生徒の服装や靴など生活実態への関心も示しつつ農村の当時の実態に注意する視点で考察している。また、チョン・ヘジョン「日帝下簡易学校(1934-1942)と近代「労作教育」」<sup>3)</sup>では、新聞資料や雑誌など多様な資料をもとに簡易学校の教育内容として労作教育、勤労教育に注目した分析を展開している。その他、申大光「1930年代農村振興運動と簡易学校の設立・運営」<sup>4)</sup>では、農村振興運動との関係を中心として考察し、また、簡易学校の教科書分析を行っている朴・

ジェホン「簡易学校の皇民化教育—朝鮮総督府編纂簡易学校用教科書を中心に」<sup>5)</sup>の成果が出されるなど、一定の蓄積がされてきている。ただし未だ個別的事例をあげての言及に止まりがちであり、総体としての簡易学校像が明らかになっているとは言えず、更に多様な角度からの研究が必要である。

本研究では簡易学校について、植民地学校制度全体の中でどのように位置づけることができるのかという関心の下に、制度の誕生から終末までの全期間を考察の対象とする。その際に、1934年制度の創設に先立って、1929年から展開された一面一校計画の政策樹立過程でまとめられていた1928年4月の案と6月の案をできるだけ詳細に検討したい。この1928年の案は予定されていた1929年からの実施には至らなかったが、そこでどのようなことが構想されたかを分析することが、実際に導入された1934年の制度の性格を明らかにするうえで有効だと考えるからである。具体的には簡易学校制度導入の前史及び、制度創設・展開・終末として、その歴史的展開を段階的かつ一貫して考察したい。また、総督府など中央の機関が発行した文書と共に、各地の初等学校に保管されている「学校沿革誌」など地域資料も活用しながら、実際の運用の実態に言及したい。そして簡易学校が、特に普通学校<sup>6)</sup>との関係で初等普通教育の普及政策上どのように位置づけられ、どのような比重を占めるに至ったのかを数量的側面から明らかにする。以上、簡易学校を多面的に考察<sup>7)</sup>し、植民地教育体制全体の中に位置づける作業の一環としたい。

## 第1章 簡易学校導入前史—1928年案

### 第1節 1928年4月「簡易国民学校」案

1934年度からスタートした簡易学校制度だが、全く新しく導入されたのではなく、それ以前にも類似の学校を導入することが検討されていた。1929年度から実施された普通学校の一面一校計画<sup>8)</sup>の政策立案過程で、並行して検討された「簡易国民学校」「国民学校」がそれである。これらを検討することにより、1934年簡易学校制度創設で何が変わりどのようなことが狙いとされたのかなどを浮き彫りにしていきたい。

一面一校計画樹立の過程で、1928年6月に「臨時教育審議委員会」が総督の諮問機関として設置され、同月28日に総督府案を審議しており、その議案が残っている(以下「6月案」とする)<sup>9)</sup>。また、この「6月案」作成以前に同年4月付の「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」案(以下「4月案」とする)が残っている。この4月案は、臨時教育審議委員会を設置される以前に総督府学務局内で一旦取りまとめられ<sup>10)</sup>、6月案の土台となったと思われる。その主な内容を表にまとめると、以下のとおりである。

表1 1928年4月「簡易国民学校」案

名 称	(公立・私立・指定) 簡易国民学校
修 業 年 限	2年以上
科 目	修身、国語、朝鮮語、算術、実業(男子)、裁縫及び手芸・園芸(女子)、体操(男子には主として教練を課す)
授 業 時 間	毎週12時間、1日2時間を限度、季節制も可
実 施 形 態	普通学校に「併置」、簡易国民学校に分教場設置も可
規 定	課程、教授趣旨、設置廃止の手続き等必要な規定は府令 <sup>11)</sup> 中に規定する
学 校 制 度	試験の上で普通学校相当学年に編入可
授 業 料	公立簡易国民学校は徴収せず
教 員	併置普通学校の校長及び職員が兼任し、公立には手当を支給する
実 施 期 間	一面一校主義の完成年次と対応して1929年度から6ヶ年

出典)「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第17巻所収、龍溪書舎、43-49頁。

ここで簡易国民学校の導入のねらいとしては、一面一校計画で普通学校が設置されたとしても「尚且6割以上ノ児童ハ当分不就学ノ実情ヲ脱却」できないという状況がまず説明されていた。こうした「普通学校ニ入学スルコト能ハサル者」に対して、その救済策として「出来得ル限り簡易ノ方法」で、かつ「甚シク入学者ノ生業ヲ妨ケ」ない形態をとるとした。そして教育の目的は「国民タルノ資質ヲ向上」させることとした。ここで、生業を妨げない形態というのは、農作業で日中家事を手伝うなど何らかの生産活動を行っている者がその傍ら学習できる形をとることを意味する。それを可能とするために、1日2時間という短い時間設定をしたと思われる。授業は、月曜日から土曜日まで毎日の設定で週6日間、計12時間設定した。また、「土地ノ情况ニ依リ季節制」も可能としており、この場合は、農繁期を避け特に冬季を活用することが考えられていたと思われる。書堂が1日数時間の授業で季節制をとるものもあったことを考えると、書堂に近い形態と言えよう。この案は普通学校の就学の仕方とは大きく違う点を確認しておきたい。

設立形態としては、公立、私立、指定の3種類の簡易国民学校が想定された。特に指定簡易国民学校は「書堂及各種学校等」の改変が想定され、これらが「簡易国民学校ノ教科課程ニ準スル教科課程ヲ授クル」場合は指定簡易国民学校とすることができるとした。当時広範に存在した書堂などを指定簡易国民学校として活用し、簡易国民学校と同様に「試験ノ上普通学校ノ相当学年」などに編入すること、すなわち普通学校に接続させる構想だった。

なお、簡易国民学校は普通学校に「併置」し、普通学校の学校長および職員が兼職することを「常例」とするとした<sup>12)</sup>。公立簡易国民学校とは普通学校中で圧倒的多数の公立普通学校に設置する構想であり、これは、毎日2時間ほどの教育を、普通学校校舎を利用する形で教員がその放課後などに実施することを想定したと思われる。

## 第2節 1928年6月「国民学校」案

次に、6月の「臨時教育審議委員会」に提出された第3号議案「国民学校ノ新設ニ関スル件」<sup>13)</sup>を、

4月案と比較検討する。

まず変化した部分のみをみよう。学校名が「国民学校」と簡易がとられたのが注目される。また入学年齢については新たに「六年以上」と明示された。教科目については名称が若干修正<sup>14)</sup>されたに止まり、科目数は同じく7科目程度である。ただし新たに週当たり授業時間数が明示され、修身1時間、国語4時間、朝鮮語2時間、算術2時間、職業2時間、家事及裁縫2時間(女子)、体操1時間以上とした。また、6月案は時間数の設定で、週当たり14時間以上(「下ラサルモノトス」とした。週当たり12時間、1日2時間以下(「限度」とした4月案に対して、長時間化の方針に転換したことが教育機関の性格上、重視される変化である。これと関わって、「一年ヲ四十五週トスルヲ標準」とする内容が新たに加わっている事が注目される。これは年間を通じて授業を実施する構想であり、かつ後述の1934年簡易学校と同じ設定となっており、夏季休暇などの長期休暇が非常に短く設定されている。

また設置形態については、公立のみ「当分ノ内之ヲ公立普通学校ニ付設」させるとした。4月案では公立に限らず「簡易国民学校ハ之ヲ普通学校ニ併置スルヲ常例トスル」としたのに対し、普通学校との関係を持たせるのは公立に限り、そして期間を「当分ノ内」と区切った。これは、公立もいずれ付設状態から独立させ、「国民学校」は公立・私立・指定全てで独立機関とする構想だったと考えられる。

次に4月案と同様な点を検討したい。特に重要なのは、学校制度に関わって、公立・私立・指定すべての国民学校について、試験を経て、「普通学校ノ相当学年」への編入を認めている点である。この案では、書堂など当時広汎に存在した朝鮮人が運営する諸初等教育機関の一部を、「国民学校」に編成替えをした上であるが、普通学校へ接続させる構想だった。就学人数は、4月案で「約三十五万人」と見積もられ、一面一校計画での普通学校収容増「十六万余人」の約2.1倍のぼっている<sup>15)</sup>。また、規程などを朝鮮總督府令として規定するとした点や、「季節制」について「土地ノ情況ニ依リ」認める内容は4月案と変わらず残った。

以上の内容をもつ1928年「簡易国民学校」案・「国民学校」案は、1929年からの普通学校一面一校政策と共に実施することを前提として検討していたにも関わらず、実施に至らなかった<sup>16)</sup>。「臨時教育審議委員会」では6月案について、「かかる程度低き学校に国民学校なる名称を付すること」に疑問の声があがり、また「不就学児童の救済を図る」ためには普通学校で2部教授をすることが効率的でないかなどの疑問が出されたという<sup>17)</sup>。

最後に確認しておくことは、この1928年案は、4月案で確認できるように「教育普及ニ関スル第一次計画」という全体構想の中で、普通学校の一面一校計画と共に実施しようとするものだった点である。総督府は一面一校政策が完成しても学齢児童の収容はおよそ4割未満にとどまると見て、残り6割以上の不就学児童を「救済」する方策として簡易国民学校を設置し、「国民タルノ資質ヲ向上」させる方をそこで立てていた。このことは、「初等教育普及」政策として、1928年4月には2年制の学校の創設案を作成し1929年の導入を検討していたことを意味し、朝鮮植民地教育の性格規定上重視される必要があると思われる。

## 第2章 簡易学校制度の創設・展開・終末

### 第1節 簡易学校制度の創設（1934年）

1931年6月に宇垣一成が総督として赴任した。当時恐慌などの影響で朝鮮農家経済は一層苦しくなっており、これへの対応として宇垣が行った政策として1932年から実施された「農村振興運動」がある<sup>18)</sup>。1935年1月に開かれた道知事会議において総督は、この農村振興「運動強化の為にする総督府の諸施設」の一つとして「簡易学校の制度を興して地方普通教育の拡充と実業補導の徹底を期」すと訓示している<sup>19)</sup>。

簡易学校制度導入時に総督府学務局学務課長だった大野謙一は政策立案の中心にいたと思われるが、1935年（導入2年目）に「簡易学校の増設方針」で、

現下、半島施政方針の根幹となっている農山漁村振興自力更生の大運動に対して、教育部門は尠からぬ関係を有し、見方に依っては主要の役割を勤めていると言い得るのであって、簡易学校の施設は更に積極的に数歩を本運動への寄与に進めたものであると信ずる。（中略）中堅青年の大量養成が農村振興の現役軍一主として下士官一を編成するのであるとしたなら、簡易学校はその後に続く少年兵を仕立てるものであると言えよう<sup>20)</sup>

と述べている。2年制初等教育機関は1929年からの実施は見送られたが、この農村振興運動の展開で「復活」し、1934年に簡易学校として開始されたと考えられる。

1928年の構想がそのまま実施されたものと、変更あるいは新たに設定されたものがある。まず変更された点としては、簡易学校制度の大枠として（当初）は、その1年当りの普及規模を、郡（島）当り2校、朝鮮全体で440校とし、1校の定員を80名と、新たに明示したことである<sup>21)</sup>。また、設立主体を公立普通学校と同じ「学校費」<sup>22)</sup>としこれ以外の設立主体は認めず、簡易学校を全て公立とした。かつその設置について、既存の公立普通学校に「付設」とした点は1928年6月案と同様だが、「当分の間」という限定を無くし、常に付設することとした。これらは、私立・指定を認めず公立のみに簡易学校の運営範囲を狭め、かつそれを公立普通学校へ常に「付設」することで、両者の関係を強化することを意味すると思われる。ここで「付設」の意味としては、通例であれば「本校ノ設備ヲ共用スル点ニアル」が、簡易学校は「設備ノ如キモ全ク別個」とした。ただし、普通学校校長による「指導監督ノ緊要」さと、必要に応じて「本校職員ノ援助ヲ期待スル等」の点で、こうした形態になったと説明している<sup>23)</sup>。

建物は普通学校と全く別箇としたが、教員組織は普通学校と深く結びつけた形態をとった。そして両者の距離としては、既設の各公立普通学校と「出来得ル限り大ナラシムル事」とした。その理由として簡易学校の目的が「僻陬地ニ於ケル初等普通教育ノ普及ヲ図ルニ在ル」ので、距離が遠ければ遠いほど「適切ノ度ヲ増ス」と説明していた。特に1928年4月案の「併置」が普通学校校舎

を利用しての実施構想だったことを考えれば<sup>24)</sup>、それと180度方針が転換されている。こうした簡易学校に普通学校の教員1名を派遣し、簡易学校がある村に定住させることが打ち出されている。

学校制度上の問題、すなわち普通学校との接続については、1928年案は試験をした上で普通学校の相当学年に編入することができるという内容であったのに対して、この案は、接続を制度として構想しない方向へ舵をきった点で、大きな変化があった。

また、まず修業年限については「2年トスルコト」と固定化された。これは、1928年案が「2年ヲ下ラザルモノトス」としていた曖昧な規定を明確化し、制度としてより形を整えたと見えよう。また、農閑期開設などを意味すると思われる季節制については認めなかった。「冬季農閑期には普通教科を多くし、春・夏秋農繁期には終日職業の実習をなす等の事もある」<sup>25)</sup>という程度の融通性をもたせ農繁期農閑期を考慮するが、1年を通じて運営する方針をとった。

教育内容の面では、職業科の比重を格段に大きくしたことが挙げられる。週2時間だった職業科の授業が週10時間となり、職業教育が普通教育と共に教育の柱に位置付けられた。1928年案では職業科は、その他の教科と同レベルで配置されたに過ぎなかった。そして週当たりの授業時間は30時間以内とされた。1928年案の週当たり「12時間以下」(4月案)「14時間以上」(6月案)とは大きく違い、普通学校4学年週31時間<sup>26)</sup>と同じ水準となった。「生業」を妨げない、すなわち就学者が日中に就労することを前提とするような就学でない、普通学校と同様の形態に変更したのである。また授業料については「最大20銭まで徴収できる」として、有料化に転換した<sup>27)</sup>。

簡易学校制度を実施していくにあたり、その教師を供給ができるかどうか、当初からの課題だった。これは、実施2年目の1935年に制度実施の中心にいた学務課長大野謙一の「簡易学校の増設方針」に「本十年度も之(1934年度一引用者)と同数の新設を試みんと欲したが、遺憾にも教員の供給力が尽きた」と赤裸々に告白されている。そのため「已むなくその半数たる二百二十校(一郡島一校)に止め、約一万七千余の生徒を収容する予定である」と軌道が修正された。計画規模を約半分に縮小せざるを得なかった主要な理由は、教員の供給ができなかったからであり、これが簡易学校制度の展開を左右する第1の課題だったと考えられる<sup>28)</sup>。

## 第2節「第2次計画期(1937-42年)」の展開

一面一校政策は1936年に完了することが予定されていた。総督府はその後引き続き初等教育の「普及拡充」を行う計画立案を進めた。そして、1935年5・6月には総督府内に設置された「初等教育調査委員会」でその案を審議させ、「第2次朝鮮人初等教育普及拡充計画」(以下「第2次計画」と略)が決定された<sup>29)</sup>。

当初、実施期間は1937年から10年間で46年度完成とされたが、実施初年度の1938年1月に計画完成年度を4年短縮し1942年度とすると発表された。当初計画の骨格は、完成年度の就学人口を168万人とすることを目標に、公立普通学校の学級増設及び新設とともに、簡易学校の増設を行うとした。具体的には普通学校が76万3千人(約7万人/年)、簡易学校は15万4千人(約1万5千人/年)で1郡に1校ずつで毎年度220校、計2200校増設を行うとした。これは1935年の簡

易学校軌道修正のものと比較して、生徒数が年あたり2千人少なく設定してあるものの1郡1校という分布程度、校数共に同じである。

こうして、階梯的学校制度上を構成する学校として認められなかった簡易学校が、第2次計画ではその中に、「初等教育」の普及の一翼を担うものとして正式に組み入れられたと言えよう。言い換えれば、このように階梯的学校制度を構成する学校として正式に認めないままその一方で初等教育普及計画には組み込んだことは、学校制度上の扱いと実態上の扱いとで2重基準を採用した矛盾をはらむものだったと考えられる。

なお、この点に関わって、1928年案では4月案6月案共に、試験の上普通学校に進学を認めるというものが、1934年の簡易学校制度発足では終結教育機関とされ、普通学校とは全く別体系の学校であり普通学校への編入は制度上認めない政策を打ち出した。学校制度との関係で簡易学校制度の性格を究明しようとする場合、この点は非常に重視されるべきだと考える。ただし一方でその実態については、簡易学校教師を経験した者の以下のような言及がある。

簡易学校の趣旨は、四年制、六年制の学校に行く段階じゃなくて、その簡易学校は、いわゆる文盲たちを解消させて、全部その地方に還元して、そこに土着して勤労に励ますためというのが目的だったんです。(中略) [しかし (-引用者)] 朝鮮の人たちは、だんだん教育に非常に熱心になってきて、簡易学校だけで満足して、村に帰って仕事をするという人はごく少ないんです。十人のうち一人ぐらいもないでしょう、おそらく。みんなそこの一里かあるいは二里ぐらいの町に、四年制、五年制、六年制の学校に通うんです。それが初めの趣旨とはちがって、六年制の学校に進むひとつの段階化してしまっただけです<sup>30)</sup>。

この様に実際には2年制の簡易学校から4年制や6年制の普通学校への編入は、時期や地域の事情によるが、多々あったと思われる。

実際の実施状況を見ると、計画の目標として設定された就学人口168万は、普通学校・簡易学校生徒合計数で、1941年約167万9千人、42年約188万7千人と、実数の点では達成されていた。

### 第3節「第3次計画期(1943-46年)」の終末

朝鮮における「義務教育」制度の導入について、1942年12月「教育審議委員会に付議の上決定」された。その内容は総督府学務局「義務教育制度実施計画」及び大野謙一「義務教育制度実施準備に就いて」<sup>31)</sup>などによると、1946年度より義務教育制度を実施するというもので、その際の修業年限は6年とした。具体的には、1946年度において満6歳児童(「就学の始期に達する児童」)の男子90%・女子50%・平均70%にあたる47万人を国民学校1学年に入学させることを目標としていた。

この目標を達成するために「第3次朝鮮人初等教育普及拡充計画」(以下「第3次計画」)が立案された。この計画では必要な施設として、国民学校の学級を9809学級増設するとした。具体的には、国民学校の新設と既設学校の学級増加、そして、簡易学校を改組し3学級規模の国民学校(あ

るいはその分教場)とするとした。そして、この学級増は、「人口分布状態」即ち学齢児童の分布に応じて行うことが打ち出され、国民学校新設の場合も、3学級編成の小規模校を設立したいとしていた。簡易学校は1943年度と1944年度の2年度にわたり国民学校に組織替えをすることが計画の目標に盛り込まれていたのである<sup>32)</sup>。

実際に簡易学校数を見ると、1943年は前年度比で117校減少しており、これはこの計画が実行された結果だと考えられる。なお、筆者がフィールドワークを行っている慶尚北道旧金泉郡地域に関する資料でも、簡易学校だった学校の「学校沿革誌」で、1943年に国民学校に昇格しているケースが少なくとも2校確認できた。1校は大坊簡易学校(助馬面)で、1943年4月に「国民学校に昇格」し「開校」したとされている。ただしその内容は、「簡易学校2学年と大坊国民学校1学年で複式学級編成」とされ、1944年3月末になって「大坊簡易学校廃止」とされていた。そして1944年4月には、国民学校1・2学年複式で「純全とした国民学校になる」と学校の沿革で説明されていた。もう1校は扶桑簡易学校(南面)のケースで、1943年6月に扶桑国民学校として「認可、2学級編成」とされていた。このように地方の地域資料から、計画にうたわれた簡易学校から国民学校への改変が、実際に行われていたことが跡付けられる。ただし、1944年についての傍証資料が確認できないなど、実際に計画通り簡易学校が1944年までに全て国民学校に改組されたのかは現在不明で、今後の課題である。ただし、この「第3次計画」の樹立により、簡易学校制度自体はその終末が決定されたことを確認しておきたい<sup>33)</sup>。

### 第3章 教育機関としての簡易学校の位置

#### 第1節 学校数・生徒数の推移

簡易学校が1934年に創設されて以後、統計上確認できる最終年である1943年までの、全道の学校数・生徒数は以下のとおりである(表2参照)。

表2 簡易学校状況

年 度	学校数	生徒数	1校あたりの 生徒数
1934	384	17,669	46
1935	579	35,696	62
1936	746	48,204	65
1937	927	60,077	65
1938	1,145	76,192	67
1939	1,327	86,979	66
1940	1,488	99,108	67
1941	1,618	110,869	69
1942	1,680	117,211	70
1943	1,563	92,178	59

出典) 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年版、南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』1948年

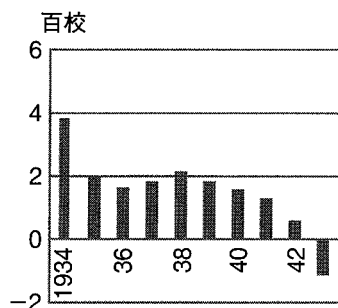
注) 数値は、各年度5月末現在のもの



表2から簡易学校は、1934年の制度導入以降1942年まで、一貫して学校数及び生徒数が増え続けていたことが確認できる。1934年度（5月末現在値）、約4百校・1万8千人から毎年増加し、1942年に両者共にその数は約1千7百校・11万7千人へとピークを迎え、1943年度には減少した。

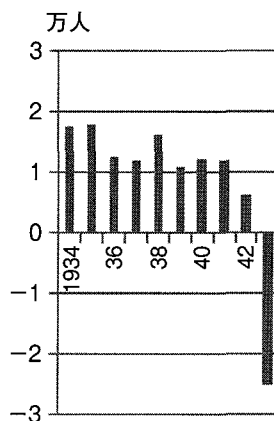
次にこうした学校数・生徒数の趨勢を、1年間にどれだけ増加あるいは減少していたのかという、前年度比でより具体的に見てみたい（グラフ1・グラフ2参照）。

グラフ1 簡易学校数（前年度比増減）



出典) 表2に同じ

グラフ2 簡易学校生徒数（前年度比増減）



出典) 表2に同じ

まず、前年度と比較しての増減の全体的傾向をみてみよう。1935年から1940年までは、学校数は160校から220校の幅で、生徒は1万1千から1万8千人の幅で、前年度と比較して増加していた。これは毎年一定の幅での継続的な増加があったことを示している。こうした一定性は大局的に見た場合、簡易学校の普及政策がひとまずは破綻しなかった事を示すと考えられる。この中でも、1938年が学校数・生徒数の増加程度として前年度比で218校・16115人増加しており、初年度を除くと、増加の程度が最も大きかった。そして最も顕著な変化は、1943年に、前年度比で学校が117校、生徒が25033人減少したことである（後述）。ただし、増加程度の縮小という点で見ると既に、「第2次計画」の最終年にあたる1942年の生徒数は、1941年の半数程度の増加に止まり、また学校数の増加程度は1938年以降一貫して減少傾向にあった。

ここで、簡易学校の増設に関わる諸計画（当初計画、「第2次計画」、「第3次計画」）との対比で、総督府がたてた計画どおり増加したのかどうかという点から見てみたい。先述したように簡易学校は、1934年1月に出された「設置要項」での当初計画では1934年度は440校・35200人増となるものだった。そして1935年にはこれを半減させ、220校、「約一万七千余の生徒を収容する予定である」とされた<sup>34)</sup>。

この期間について、実際はどうだったのだろうか。1934年度については、「簡易学校学校数及児童数等調（昭和九年十二月但し児童数は同九月十五日現在）」という資料<sup>35)</sup>がありこれで見ると、440校が予定通り開設され、生徒数は19590人となっている。学校数は12月で予定を100%達

成していたことになる。生徒数については予定の56%の達成だが、これは9月15日現在値であることが大きく関係していると思われる。この点について、『朝鮮総督府統計年報』1935年5月末値を見ると簡易学校生徒数は35696人であるので、予定とそれほど大きな齟齬はなかったと思われる<sup>36)</sup>。2年目は、前年度比較で195校、18027人の増加(5月末値、『朝鮮総督府統計年報』)である。予定の「220校」、「約1万7千余」に対して、校数では多少下回っていたものの生徒では上回ることになり、2年目の軌道修正された路線で、予定は達成されたと考えられる。1936年度には、167校、12508人の増加で多少落ち込みが目立った。

1937年度以降1942年度までの「第2次計画」期は、この計画との対比で増加状況をみたい。「第2次計画」で総督府は、簡易学校は毎年度220校、生徒は毎年度15000人余り増加させるとした<sup>37)</sup>。実際に実施された数値としては、この時期に最も学校数が増加したのは1938年度で、前年度比218校の増加が見られ、この年についてはほぼ計画通りだったことがわかる。しかしこの年をピークとしてその後は1939年182校、40年161校、41年130校、そして1942年は62校の増加と、一貫して増加の程度としては減りつづけた。

一方、生徒数も1938年が前年度比16115人増で、最大値となった。ただし、それ以後一貫して減少した学校増加数とは違い、生徒数は1939年に1万1千人増に止まった後は、40年はむしろ若干であるが1万2千へと前年度比で増加し、41年も同程度を保った<sup>38)</sup>。

以上、第2次計画期の簡易学校数、生徒数増加は、計画で挙げられた年220校・1万5千程度の増加は、1938年を除いてそれを下回り、平均して、156校、11501人であった<sup>39)</sup>。計画の校数・生徒数の共に70%の達成率となる。この数値から見る限りでは、計画で提示していた数には達しないが、計画の一定程度は実現され増加し続けた機関であることは間違いないと言えよう。統計数値が把握できる最終年の1943年は、簡易学校数が117校、生徒数が25033人前年度比で減少した。これは、「第3次計画」での、国民学校への改組が実行された結果だと思われる<sup>40)</sup>。

簡易学校の1校あたり規模でみると、予定された1校80名は下回り、平均で62名(1935年)から70名(1942年)程度だった。1名の教員が40名ずつ2学年の生徒、計80名を担当するという計画自体にも無理があったのではないだろうか。

## 第2節 普通学校との比較検討

それでは簡易学校は、教育機関として、その他の教育機関との関係でどれほどの量的位置を占めていたのだろうか。まず生徒数について、普通学校(官・公・私立)と簡易学校をあわせた全体に対する簡易学校の割合をみてみたい(表3参照)。

普通学校(官・公・私立)は植民地初等教育の中核におかれた機関であった。この普通学校生徒数と簡易学校の合計値に対する簡易学校の割合をみると、最大値が1938年で、簡易学校生徒が全体の7%(四捨五入。以下同様)を占めた。1934年は3%だったのが徐々に増え、36年に6%になった後、38年から41年までは7%を占めていた。1942年になると6%、43年には5%へと減少した。特に1938年から41年までの簡易学校生徒の占有率7%は、決して無視できない数値だったと言え

よう。

それでは学校数の点ではどうだったのだろうか。簡易学校は公立普通学校に付設するという形で設置された。まず、公立普通学校のどの程度に簡易学校が設置されたかを見てみたい（表4参照）。1934年には、公立普通学校全体の18%、すなわち約5校に1校の割合で簡易学校が付設された計算になる。以後一貫して急激に増加していき、1936年に31%で30%台に入り約3校に1校の割合になった。1938年には44%そして40年には52%へと、それぞれ40%台・50%台にまでなり、約2校に1校の割合になっていた。その最大占有率は41年の54%だった。

これを「第2次計画」期（1937-42年）に焦点を当てて検討すると、1937年37%は四捨五入で40%台だと考えればこれ以降1942年まで期間中は、簡易学校は公立普通学校数の40%～50%に付設されていたことがわかる。「第2次計画」実施の前年度である1936年の31%とは、「第2次計画」期は違う段階に入ったと言えよう<sup>41)</sup>。「第2次計画」の最終年である1942年は54%であり、最終的には、公立普通学校の2校に1校強の割合で簡易学校が設置されたことになる。このように一定の増設がはかられた簡易学校を、前述のとおり「第3次計画」では国民学校に改編することが打ち出されたのである。

なお、普通学校（官・公・私立）数と簡易学校数を含めた「全体」に占める簡易学校の割合でみても、その最大値は1941年の34%である。これら総督府が展開した初等教育全体の機関中、3校に1校が簡易学校であったのである。簡易学校が植民地初等教育機関の中で、機関数として一定の比重を占めていたことは明白である。

表3 生徒数比較（簡易学校・普通学校）

年 度	簡易学校 生徒数 (a)	普通学校 (官・公・私立) 生徒数 (b)	計	(a) / (b) %
1934	17,669	638,235	655,904	2.7
1935	35,696	718,842	754,538	4.7
1936	48,204	801,452	849,656	5.7
1937	60,077	899,625	959,702	6.3
1938	76,192	1,048,133	1,124,325	6.8
1939	86,979	1,212,977	1,299,956	6.7
1940	99,108	1,383,090	1,482,198	6.7
1941	110,869	1,568,336	1,679,205	6.6
1942	117,211	1,769,900	1,887,111	6.2
1943	92,178	1,976,782	2,068,960	4.5

出典) 表2に同じ

表4 学校数比較(簡易学校・公立普通学校)

年度	簡易学校数 (a)	公立普通学校数 (b)	(a) / (b) %
1934	384	2133	18.0
35	579	2274	25.5
36	746	2417	30.9
37	927	2503	37.0
38	1145	2599	44.1
39	1327	2727	48.7
40	1488	2851	52.2
41	1618	2973	54.4
42	1680	3110	54.0
43	1563	3717	42.1

出典) 表2に同じ

#### 第4章 簡易学校の法規定における特異性

植民地下の様々な初等教育機関に関して総督府は、「普通学校規則」「書堂規則」など法的規定をつくり、朝鮮総督の名前で『朝鮮総督府官報』に掲載した。この規定について、簡易学校についてはどうなっていたのか。

総督府は簡易学校制度を創設するにあたり、1934年1月に各道知事に対して通牒を出してその設立準備を指示した。「簡易初等教育機関ノ設置ニ関スル件」という名称で2通の通牒が出されている。一つは1月12日付の政務総監名によるもので、その中で「簡易初等教育機関設置要項」を提示していた。もう一つはこれを補足するためにその後出された、学務・内務・農林局長の連名による通牒で、その中で「簡易初等教育機関設置要項実施上ノ参考資料」を提示した。前者が簡易学校制度導入の重要骨子を、後者がその要点や補足の説明をしている。その中で、法令に関して以下のような言及があった。

本件ノ如キ施設ヲ為スニ当リテハ之カ実施前ニ簡易学校規程等ノ発布セラルルヲ通例トスルモ  
本件ニ就テハ当分ノカ実績ヲ見タル上ニテ考慮セラルルコトヲ為リ居レリ (下線—引用者)<sup>42)</sup>。

つまり、制度導入にあたって、第1に「簡易学校規程」などの法的規定をするのが「通例」だがそれが無い事、第2にそれは今後の検討課題として残されているという実情を説明していた。

それでは、その後法的規定は出されたのだろうか。この点に関して、1940年に前学務局事務官の肩書で出された岡久雄『朝鮮教育行政』では、

本来よりすれば前掲の簡易学校に就いても簡易学校の何たるかを示すべき規程がなければならぬ（実際は通牒を以て運行されて居る）（中略）現在に於ては斯る規程が未だ設けられていないから実際に當っては多くは「通牒」を以て示し此の欠陥を補はれているが、これは一時の便宜な取扱いであつて之を以て通例とすることは適法とは謂へぬ」<sup>43)</sup>（下線—引用者）

とした。つまり、1934年の制度導入に際してだけでなく1940年になっても簡易学校についての規程が無く、そしてこうした状態は簡易学校制度の最後まで続いたと思われる。なおここで岡は簡易学校を「小学校類似の各種学校と謂ふべきである」とその教育機関としての性格規定をしており、また「所謂各種学校とは各学校規程に依らないで各学校類似の教育を為す学校である」と説明している。公立の各種学校となる簡易学校の設置に関して、「法規上明確にされていない」、「設置及廃止に関する程度に於て総括した公立各種学校に関する規程は少くとも必要であると謂はねばならぬ」とその問題点を明確に指摘しているのである。簡易学校の法的存在形態と関わって「適法とは謂へぬ」という事態を総督府内部の官僚が指摘するほど、簡易学校は「非正常」に運用をされたものだったと思われる。

なお、ここで1928年案を振りかえってみると、4月案で「各項ノ外各教科目ノ課程、教授要旨、設置廃止等ノ手續其ノ他當造物トシテノ必要ナル規定等ハ府令中ニ之ヲ規定スルコト」とされていた。6月案でも若干の表現の違いはあっても同様のことが挙げられている<sup>44)</sup>。ここから、簡易学校前史としての1928年案では、正式の法令を制定することが盛り込まれ、それが前提とされたことがわかる。しかし、1934年の制度創設では規程制定はしないことが選択されたことになり、法的規程の制定という点で、大きな変更があったことがわかる。

なお、岡久雄が先の文章で言及している「規程」に代わる役割をもった「通牒」とは、先の1934年の2通の通牒であり、より正確には政務長官名の通牒で示された「簡易初等教育機関設置要項」のことだと考えられる。京城師範学校など師範学校で教科書として使われていた、高橋濱吉『朝鮮学校管理法』では、簡易学校について「規程は無いので簡易初等教育機関設置要項等に依って、此處にその大要を述ぶることとする」としていた<sup>45)</sup>。

またこの点に関わって、学務課長の<sup>46)</sup>大野謙一は、制度創設の際に配布された「簡易学校の教師に望む」を指して、「その名の示す通り一小冊子に過ぎない」としつつも「その内容実質に於ては簡易学校経営の基準規程」だと述べている<sup>46)</sup>。これも規程がないことを前提とした言及であろう。

## おわりに

本研究では、1934年簡易学校制度の創設から終末まで、その前史にあたる、1928年の案も含めて全期間を対象として考察した。その結果、1928年時点で検討されていた「簡易国民学校」「国民学校」案が、様々な変更を加える形で簡易学校制度が創設されたと思われること、終末は1943年から始まる初等教育普及の「第3次計画」で決定され実施されたことなどを、地方の学校資料など

と併せて考察した。1928年案が成立しなかったことを、この段階では、植民地性が鮮明な2年間の初等普通教育機関の創設にはブレーキがかかっていたと解釈することも可能だと思われる。それが、経済恐慌による農村の疲弊の激化や満州国成立といった地域社会と帝国日本の変化に対応する形で、1934年に簡易学校が導入されたと考えられる。簡易学校は、2年間の初等教育機関として、1928年案よりも農業教育の比率を著しく高め、修身教育も2倍化し天皇崇敬教育を強化するなど、より植民地性を強めた形で導入されたと言えよう。

また本稿では、特に簡易学校を学校制度との関係で考察し、簡易学校が1928年案と違って「完成教育機関」として、学校制度への接続を前提としない点に注目した。ただし簡易学校は、1937年から始まる「第2次計画」では初等教育普及政策の中に正式に盛り込む形により計画的に拡大され、最後は正規教育機関である国民学校に改組する形での終末が決定された。一方、簡易学校に関する法規程の在り方として、制定の必要性が制度導入時の「学務・内務・農林局長通牒」でも言及されており、また1928年案でもその制定が前提とされていたにもかかわらず、最後までされなかった教育機関であった点を本研究では新たに指摘した。

総督府は、3・1独立運動後に1920年に普通学校の修業年限を基本的に6年としたが、例外規定として4年制も認め、1929年から始まる一面一校計画ではこの4年制を主体とした増設を行った。そして一面一校計画の立案の際には、より短い修業年限である2年制の植民地公立初等学校を導入することを共に検討していたのである。ただし2年制は1934年から実施される事になり、その後一定の拡大をしていった。このことは、植民地教育体制の全体像を明らかにする上で重要な意味を持ち、更に検討されなければならない課題だと考える。

注

- 1) 渡部学「朝鮮の近代教育とは?—「換骨脱胎」的連続としての前身—」『世界教育史大系5 朝鮮教育史』講談社、1975年、213-292頁(第6章)。呉成哲『植民地初等教育の形成』教育科学社、2000年、92-95頁。金富子『植民地期朝鮮の教育とジェンダー—就学・不就学をめぐる権力関係』2005年、世織書房、132-134頁。
- 2) 『忠清大学論文集』第26巻、2004年。
- 3) 『韓国教育史学』第30巻第2号、2008年10月。
- 4) 中央大学校教育大学院修士学位論文、2010年。
- 5) 『日本語教育』第73輯、2015年。
- 6) 普通学校は1938年からは小学校に、1941年からは国民学校と改称された。
- 7) なお、簡易学校のカリキュラムや教師など教育の内容・性格に関する考察については、別稿を準備中である。
- 8) 3面に1校の割合で普通学校を普及させるという三面一校計画が1919年から1922年にかけて実施された後、その後続として一面一校計画が樹立され1929年から1936年にかけて実施された。
- 9) (臨時教育審議委員会議案)「第三号議案 国民学校ノ新設ニ関スル件」(大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会、1936年、164-166頁、所収)。なお、一面一校計画に関する内容は「第一号議案 普通学校普及ニ関スル件」として挙げられており、これら以外に第5号議案までが検討されている。
- 10) 「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』(以下『集成』と略)、第17巻所収、龍溪書舎、43-49頁。当時計画について「立案中ニ属ス」と言及されている。なお、この中で、第1項目が「普通学校普及」を扱い、続く第2項目で簡易国民学校が検討されていた。
- 11) 「朝鮮総督府令」を指す。
- 12) その際に、公立簡易国民学校の校長および職員には「手当」を支給するとした。
- 13) 大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会、1936年、164-166頁。
- 14) 「実業」が「職業」に、「裁縫及手芸」が「家事及裁縫」に変更された。

- 15) 前掲、「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」45-47頁。
- 16) 前掲、大野謙一『朝鮮教育問題管見』164-170頁。
- 17) 同上、169頁。
- 18) この運動は、農村の崩壊が植民地支配への批判に向かうことを恐れたため展開されたもので、小作農の貧困の原因であった地主制には手をつけず、農家の救済には十分な効果をあげることはできなかった(朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』三省堂、1995年、289頁)。
- 19) 「道知事会議に於ける総督訓示要旨」、前掲、大野謙一『朝鮮教育問題管見』所収、202-221頁。
- 20) 大野謙一「簡易学校の増設方針」(池田林儀『朝鮮と簡易学校』229-230頁、『集成』第30巻所収)。
- 21) 同上、230頁。なお1校の定員を80名としたことで、収容生徒人数は35200名規模となるものだった。
- 22) 学校費は、「朝鮮人の教育に関する事務を処理するを目的とする特別地方団体」であって、行政区画としての郡(島)をその地域とし、居住する朝鮮人などで構成するとされた(高橋濱吉『朝鮮学校管理法』日韓書房、1936年、77頁、『集成』第31巻所収)。
- 23) 1934年1月学務、内務、農林局長通牒「簡易初等教育機関ノ設置ニ関スル件」で示された「簡易初等教育機関設置要項実施上ノ参考資料」(朝鮮総督府学務局学務課編纂『朝鮮学事例規 全』朝鮮教育会発行、1938年、363頁、『集成』第6巻所収)。これは、校長に管理責任を持たせることで統制しやすくし、普通学校の事務職員などが支援できる体制をとうろうとしたためだと思われる。
- 24) 公立簡易学校の場合である。
- 25) 朝鮮総督府学務局『簡易学校経営指針』1934年、20頁、『集成』第30巻所収。
- 26) 「朝鮮総督府令第58号(改正)普通学校規程」(『朝鮮総督府令官報』1929年6月20日)。6年制普通学校の1・2・3学年は各々週当たり時間が24・26・27時間であり、簡易学校の時間がより多かった。
- 27) ただし、これは1934年簡易学校創設の「原案」では無料とし1928年案と同様だったのが、宇垣総督が最後まで無料に反対したために、最終的に原案が訂正されたとの大野謙一学務課長の証言がある(『未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録(14)』『東洋文化研究』第15号、学習院大学東洋文化研究所、2013年、256頁)。
- 28) その解決のための方策として「京城に女子師範学校を新設する外既設の各師範学校に十八学級を臨時増設し、主として甲種農業学校の卒業生を収容して半年乃至一年の短期養成を行い、十一年度(1936年度一引用者)以降の増設計画に因應せしむる方針を執って居る」とした(前掲、大野謙一「簡易学校の増設方針」230頁)。
- 29) 前掲、大野謙一『朝鮮教育問題管見』290-298頁。
- 30) 前掲、「未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録(14)」所収、吉野鎮雄「39 朝鮮における初等教育の実際」218-219頁。
- 31) 『文教の朝鮮』朝鮮教育会、1943年2月号及び同4月号に掲載された。
- 32) 朝鮮総督府学務局「第3次朝鮮人初等教育普及拡充計画」1942年11月。
- 33) この計画で、既存の簡易学校の国民学校への改変は明記されているが、簡易学校の新設をしないという内容は記されていない。しかし、国民学校の新設の場合に3学級という小規模のものとしたことは、これ以外に更に1学級規模の簡易学校を新たに設立することは考え難い。また、「義務教育の実施」と銘打ったこの計画の核心が、1946年推定学齢児童の7割を「国民学校」1年に入学させることにあるため、国民学校をいかに増設するかが総督府側の緊急の課題となったのであり、簡易学校の新設は考えられない。それができないために、簡易学校の改組を行ったためである。よって、簡易学校の新設は考えられず、かつ既存の簡易学校についてその改変を行う計画だったと思われる。なお、簡易学校の国民学校への改変はこの計画以前にも実際には進行していたようで、前掲、チョン・ヘジョン(137-138頁)でこの点についての指摘がある。
- 34) 前掲、大野謙一「簡易学校の増設方針」230頁。
- 35) 学務局学務課「昭和九年十二月 簡易学校状況調」『集成』第30巻所収、96頁。『朝鮮総督府統計年報』で取られている数値は年度末でなく毎年度5月末現在値であり、特に初年度については状況把握としては不適切であるためこの資料を利用する。
- 36) 簡易学校制度導入の中心にあったと思われる大野謙一は、1934年の成績について、郡当たり2校、全朝鮮で440校の簡易学校を新設し、1校定員80名として3万余名の生徒を収容したとして、「その成績は極めて良好」としていた(前掲、大野謙一「簡易学校の増設方針」230頁)。
- 37) 前掲、『文教の朝鮮』1936年2月号所収、今井田政務總監「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画樹立ニ就テ」1-5頁。
- 38) これらは1校あたりの生徒数の増加が関係すると思われる。1940年の1校当り生徒数は、1939年の66名に対して67名と1名増えている。41年は更に増えて69名、42年は最大規模の70名となった。
- 39) 1942年値から1936年年度値を引いて出した平均値である。
- 40) 一方、国民学校数は1943年には前年度比で607校増加し、1942年度の前年度比137校増加に比べて、顕著な違いがある。これは簡易学校が改組されたことも影響したと思われる。
- 41) 「第2次計画」期に簡易学校は、「学校数増加」という点では普通学校よりもその程度が大きかったことが指摘で

きる。換言すれば、この時期に「学校増設」という点では、普通学校よりも簡易学校に軸足がおかれた可能性がある。

- 42) 前掲、1934 年 1 月学務、内務、農林局長通牒「簡易初等教育機関ノ設置ニ関スル件」363 頁。
- 43) 岡久雄『朝鮮教育行政』帝国地方行政学会朝鮮本部発行、1940 年、52-53 頁。本書の内容は岡が 1938 年に朝鮮総督府地方官吏養成所で講義したものである。
- 44) 前掲、「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」47 頁、および前掲、大野謙一『朝鮮教育問題管見』166 頁。
- 45) 前掲、高橋濱吉『朝鮮学校管理法』58 頁。なお高橋濱吉は当時、京城女子師範学校校長の職にあった人物である。
- 46) 前掲、大野謙一『朝鮮教育問題管見』247 頁。